

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日（令和8年8月1日）時点で該当する項目に☑をつけてください。

①	☐	親権者（両親）2名分 又は 生計維持者（両親）2名分（※） ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
②	☐	親権者 1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名、生徒との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	(フリガナ)	生徒との続柄
	道府県民税所得割額 ①	円
	市町村民税所得割額 ②	円

氏名	(フリガナ)	生徒との続柄
	道府県民税所得割額 ③	円
	市町村民税所得割額 ④	円

住民税所得割額の合算 (①+②+③+④)	円	※①、②、③、④それぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算 (例1) ①99円、②50円、③20円、④10円の場合は、合算0円 (例2) ①99円、②50円、③180円、④90円の場合は、合算180円
-------------------------	---	--

上記保護者等の令和8年1月1日時点の住所（市区町村まで）
※日本国内に住所を有していない場合には、☐に☑をつけてください。）

都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

都 道 府 県	市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

【5 申請区分】 申請内容に該当する項目に☑をつけてください。

申請区分	期間区分	全学年選択可	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）				
		☐ 1年間分	☐ 4月～6月分（前倒し給付）				
			☐ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）				
	世帯区分	前倒し給付額		年額給付額		災害時の 制服加算	
		全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	通信制		
		☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円	8,075円	32,300円 ※前倒し給付済みの場合は24,225円	32,300円 ※前倒し給付済みの場合は24,225円	
		☐ 住民税非課税世帯 ※住民税所得割額の 合算が0円	35,925円 ※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。	12,625円	143,700円 ※前倒し給付済みの場合は107,775円	50,500円 ※前倒し給付済みの場合は37,875円	64,800円
		☒ 家計急変世帯 ※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。	35,925円	12,625円	家計急変の時期により異なります。		世帯区分により異なります。
		☐ 住民税所得割額の合算が 100円～105,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧-1			47,900円	16,830円	21,600円
	☐ 住民税所得割額の合算が 105,500円～182,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧-1	35,930円			12,630円	16,200円	
交付申請額		円					

【認定欄】 ※県記入欄

交付決定額	円
-------	---